

内閣参質二〇八第一三号

令和四年二月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出第三者の卵子・精子・胚を用いた不妊治療への保険適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出第三者の卵子・精子・胚を用いた不妊治療への保険適用に関する質問に
対する答弁書

一及び二について

お尋ねの他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療については、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和二年法律第七十六号）附則第三条第一項に基づき、現在、御指摘の「超党派の議員連盟」において、同項各号に掲げる事項等について検討が進められているところであると承知しており、中央社会保険医療協議会における議論も踏まえ、令和四年度診療報酬改定においては、保険適用の対象としないことを検討している。

三について

御指摘の「生殖補助医療法附則第三条による検討」についての結論が出ていない現時点において、仮定の質問についてお答えすることは差し控えたい。